建築関連中小企業に対する金融上の支援について

建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける建築関連の中小企業者の方に対する金融上の支援については、①セーフティネット貸付制度と②セーフティネット保証制度が措置されています。

① **セーフティネット貸付制度**は、**日本政策金融公庫による融資制度**です。

- 建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける**幅広い業種が対象**です。
- **融資限度額や元金返済据置期間に優遇措置**があります。
- **無担保による貸付が利用可能**です。

② **セーフティネット保証制度**は、各都道府県等の**信用保証協会が債務保証**を行うことにより、**民間金融機関から融資を受けやすくする制度**です。

- 一般保証と比べ、**保証限度額が別枠**になるとともに、**割安な保証料での保証が可能**です。
- **指定業種に属し**、**最近３ヵ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス３％以上の事業者等が対象**となり、対象事業者は**指定期間内に市町村長に申請を行い、認定を受ける必要**があります。

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（日本政策金融公庫〔旧国民公庫、旧中小公庫〕、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

国土交通省・中小企業庁

１．セーフティネット貸付制度（政府系金融機関による融資制度）

○ 対象

建築確認、建築着工の減少等により、一時的に資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある中小企業

○ 融資条件

	日本政策金融公庫	
	国民生活事業 （旧国民公庫）	中小企業事業 （旧中小公庫）
融資限度額	4,800 万円	4.8 億円
融資基準利率（５年以内） H20.10.10 現在	2.45%（注）	2.15%（注）
融資期間	運転資金：8 年以内、設備資金：15 年以内	
元金返済据置期間	3 年以内	
その他	一定の要件を満たす場合には、無担保による貸付が可能（金利上乗せ）	

（注）利率は月ごとに変動するのでご注意ください。
参照 HP　：　http://www.jfc.go.jp/

※　沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫が、日本政策金融公庫〔旧国民公庫、旧中小公庫〕と同様の融資を取り扱っています。

○ ご利用方法

申込の際は、各政府系金融機関に必要書類を提出して下さい。なお、必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

セーフティネット貸付制度のお問い合せ先

日本政策金融公庫

＜国民生活事業＞
東京相談センター　電話:03-3270-4649
こくきんビジネスサポートプラザ名古屋　電話:052-563-4649
こくきんビジネスサポートプラザ大阪　電話:06-6315-4649
全国各支店　http://www.jfc.go.jp/
＜中小企業事業＞
東京相談センター　電話：03-3270-1260　名古屋相談センター　電話：052-551-5188
大阪相談センター　電話：06-6314-7627　福岡相談センター　電話：092-781-2396
全国各支店　http://www.jfc.go.jp/

沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795　http://www.okinawakouko.go.jp/

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（日本政策金融公庫〔旧中小公庫、旧国民公庫〕、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

２．セーフティネット保証制度（民間金融機関から融資を受ける際の信用保証制度）

信用保証制度は、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行うことにより、中小企業の皆様が融資を受けやすくします。

セーフティネット保証制度は、経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様について、一般の保証枠とは別枠で保証を行います。

○ 対象

全国的に業況の悪化している業種として指定を受けた業種（【参考】参照）に属する中小企業であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。
なお、指定業種以外の業種の中小企業の方であっても、一般保証の利用は可能です。

○ 認定要件　最近３か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス 3%以上の中小企業者など。

○ 保証限度額の別枠化

	（一般保証限度額）		（別枠保証限度額）
・ 普　通　保　証	2 億円	＋	2 億円
・ 無 担 保 保 証	8,000 万円	＋	8,000 万円
・ 無担保無保証人保証※1	1,250 万円	＋	1,250 万円

※１　納税していること等、一定の要件あり。

○ 保証料

おおむね 1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。
一般保証と比べ、割安な保証料となります（平均 1.35%→0.8%程度に軽減）。

○ 手続きの流れ

本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口に指定期間内に認定申請書 2 通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むことになります。
その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

セーフティネット保証制度に関するお問い合わせ先

（社）全国信用保証協会連合会　　電話：03-3271-7201

各都道府県等の信用保証協会　　http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm

３．既往債務の返済条件の緩和

政府系金融機関において、返済猶予等既往債務の条件変更について、関連中小企業者の実情に応じて対応します。

【参考】

セーフティネット保証における建築関連の指定業種（指定期間：至 平成22年3月31日）

【建設業、不動産業、サービス業（他に分類されないもの）】

○一般土木建築工事業	○土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。）	
○造園工事業	○しゅんせつ工事業	○舗装工事業
○建築工事業（木造建築工事業を除く。）	○木造建築工事業	○建築リフォーム工事業
○大工工事業（型枠大工工事業を除く。）	○型枠大工工事業	○とび工事業
○土工・コンクリート工事業	○特殊コンクリート工事業	○鉄骨工事業
○鉄筋工事業	○石工工事業	○れんが工事業
○タイル工事業	○コンクリートブロック工事業	○左官工事業
○金属製屋根工事業	○板金工事業	○建築金物工事業
○塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く。)	○道路標示・区画線工事業	○床工事業
○内装工事業	○ガラス工事業	○金属製建具工事業
○木製建具工事業	○屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）	○防水工事業
○はつり・解体工事業	○他に分類されない職別工事業	○一般電気工事業
○電気配線工事業	○電気通信工事業(有線ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送設備設置工事業を除く。)	
○有線ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送設備設置工事業	○信号装置工事業	○一般管工事業
○冷暖房設備工事業	○給排水・衛生設備工事業	○その他の管工事業
○機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く。）	○昇降設備工事業	○築炉工事業
○熱絶縁工事業	○道路標識設置工事業	○さく井工事業
○建物売買業	○土地売買業	○不動産代理業・仲介業
○貸事務所業	○土地賃貸業	○その他の不動産賃貸業
○貸家業	○貸間業	○駐車場業
○不動産管理業	○建築設計業※	○測量業
○その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る。）		

【林業、鉱業、製造業、卸売・小売業】

○素材生産業	○素材生産サービス業	○砂・砂利・玉石採取業
○一般製材業	○単板（ベニヤ板）製造業	○床板製造業
○木材チップ製造業	○造作材製造業（建具を除く。）	○合板製造業
○集成材製造業	○建築用木製組立材料製造業	○パーティクルボード製造業
○銘板・銘木製造業	○木材薬品処理業	○木製家具製造業（漆塗りを除く。）
○金属製家具製造業	○建具製造業	○壁紙・ふすま紙製造業
○繊維板製造業	○プラスチック床材製造業	○ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑ・ｼｰﾄ・床材・合成皮革加工業
○板ガラス加工業	○ガラス繊維・同製品製造業	○セメント製造業
○生コンクリート製造業	○コンクリート製品製造業	○その他のセメント製品製造業
○粘土かわら製造業	○普通れんが製造業	○その他の建設用粘土製品製造業
○陶磁器製タイル製造業	○砕石製造業	○人工骨材製造業
○石工品製造業	○石こう（膏）製品製造業	○他に分類されない窯業・土石製品製造業
○鉄鋼シャースリット業	○電線・ｹｰﾌﾞﾙ製造業(光ﾌｧｲﾊﾞｰｹｰﾌﾞﾙを除く。)	○その他の金物類製造業
○建設用金属製品製造業	○建築用金属製品製造業（建築用金物を除く。）	○レンジフード製造業
○畳製造業	○木材・竹材卸売業	○セメント卸売業
○板ガラス卸売業	○その他の建築材料卸売業	○鉄鋼卸売業
○家具・建具卸売業	○畳卸売業	○家具小売業
○建具小売業	○畳小売業	○建築材料小売業

注１） 上記以外にも指定されている業種があり、また業種見直しされる場合があるため、詳しくは中小企業庁ＨＰを参照してください。
中小企業庁ＨＰ「セーフティネット保証」 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

注２） 産業分類は、経済産業省告示によります。

※ 建築設計業には、指定確認検査機関等が含まれます。

20081031